

第8章 韓国における就学移行期の保育・教育的プログラム

1. はじめに—韓国における幼児教育及び初等教育について

日本における教育問題について考えるとき、国際的な観点で見る必要があり、とりわけ東アジアの諸国における日本の位置というものをしっかり認識しておかねばならない。東アジアでも韓国は国家体制や教育制度において日本に比較的近い関係にあり、日本において生じている小1プロブレムが韓国においては、どのような様相を示し、それらに対してどのように対応しているかということは、日本における小1プロブレムを国際的な視野から検討するうえで、重要な視点を得ることが可能になるのではないかと考えられる。ただ、そもそも日本で生じている小1プロブレムは、学校教育において生じうる国際的に共通な問題なのか、あるいは日本独自の事象なのかという問題は残る。また、われわれが、日本における地方自治体において得た感触、すなわち、小1プロブレムでは少なからず特別支援の必要な子どもたちとの関連が指摘されているという問題である。こうした問題意識のもとに、韓国における小1プロブレムについて調査を企図した。

韓国における調査にあたっては、梨花女子大学の朴承姫教授に研究協力員という立場から、ソウル市にある幼稚園、保育園、小学校、ソウル教育庁の訪問調査の斡旋をしていただいた。また、東京学芸大学と大学間協定を締結している公州大学の特殊教育学科を訪問し、日韓シンポジウムを開催していただいた。以下に、訪問調査について、報告する。

2. 韓国における移行期の教育の状況

(1) ソウル市軽動幼稚園

1) 韓国の幼稚園について

幼稚園に関する指針上、教員と園児の比率は3歳児では1:20、4歳児以上は1:30、特殊学級在園児では1(+補助員):4となっている。また、公立幼稚園と私立幼稚園の比は3:7程度である。幼稚園かこどもの家(日本でいう保育所)に通うかは親の選択による。

公立幼稚園は公立初等学校と併設されていることが多く、その場合、幼稚園長と初等学校校長は兼任である。併設で幼稚園に3クラス以上ある場合は園幹が派遣される。幼稚園長と初等学校校長の免許は異なり、園長が幼稚園教員養成出身でないため幼稚園の教員は困ることもある。また、一般の幼稚園と初等学校の教員は養成と採用が異なるため、幼稚園—初等学校間の人事異動はない。

2) 軽動幼稚園の概要

2008年3月1日に新設された幼稚園である。7:00~20:00の間、教員7名(園長・園幹・担任5名)+edu-care担当2名で子どもの対応にあたっている。園児数は110名で、そのうち障害のある子どもは2名在園している。一般の4クラスに1名の学習補助員を配置し

ている。この幼稚園には様々な地域から園児が通ってきているため、就学先は4~5の初等学校に分かれる。この学区には、初等学校が36校、幼稚園が11園あり、すべての初等学校に幼稚園が併設されているわけではなく、この園は単設である。

3) edu-care について

edu-care には保護者が共働きでなければ入れない。edu-care は2名の教員（幼稚園教員の有資格者）が担当している。13:00から抽選で選ばれた20名の幼児を延長して保育する。教員の1人は7:00~14:30勤務、もう1人は12:30~20:00勤務で、このシフトは1ヶ月ごとに交代で当たる。7:00から勤務の場合、7:00~9:00までは登園した園児への個別対応、9:00からは教材作成を行う。

4) 移行期について

園における2月の生活主題は「初等学校に行くためには」である。園児が初等学校を見学したり、初等学校の教員を招いたり、初等学校の雰囲気やクラスをつくったり、初等学校生を園に招いたりする単元を幼稚園で行う。幼稚園教員は初等学校1年生の教科書を取り寄せ、国語や音楽、算数をどの程度、幼稚園で教えておけばよいかを分析している。

5) 家庭問題と家庭への教育について

国ではedu-careを推進し、日中の家庭問題の解決に取り組んでおり、それ以外の対策も進めている。保護者へは入学前に1回、入学後に1回講義を行っている。また個々の担任が面談を行っている。

①地域における経済的理由が及ぼす影響について

私立幼稚園は費用が非常に高い（ある園では60~70万ウォン）。この園は保育料が3万3千ウォン、edu-careが8万1千ウォンである。韓国は教育への関心が非常に高く、幼稚園が終わった後にどのようなものが提供されるかが選択理由としては大きい。

②保護者対応について

以前は大家族で子育ても親から学べたが、現在は核家族でそのようなことは難しい。家族構造の変化に伴い、過保護な保護者が目につくようになるなど養育態度にも変化が生じている。また、保護者の生活により子どもの生活サイクルが乱れるといった問題もみられる。そこで、保護者へ教育しようと試みているが、理解されないこともある。今後は、例えば初等学校での忘れ物などは初等学校側が準備をするなど、学校が時代の流れに合わせることも必要ではないかと考えている。

これらの取り組みが優れている場合は表彰されるため競いあっている。その他には、ソウル教育庁が就学指導マニュアルの作成に取り組んでいる。

6) 障害のある子どもについて

ソウル教育庁の特殊教育運営委員会（7名）が障害について判断する。診断基準は道が発行する福祉カードが発行されるかどうかと、医師の診断による。

韓国では特殊教育への熱が高い反面、授業料が免除されるために、特殊学級に入れよう

とする傾向もある。また、子どもの障害を認めたくない保護者も存在しており、そのような場合、地域ごとの特殊教育センターの特殊教育士（幼稚園～高校）の助けを借りる、保護者に観察日記を提示する、などを行いながら保護者の障害受容を図っている。

7) 特殊学級について

韓国では統合教育の方が子どもにとってよいという風潮がある。障害のある子どもは原籍学級に在籍し、普段は他の園児と一緒に学ぶ。特殊学級の教員がその学級に入り学習補助や、場合によって取り出し活動も行う。特殊学級の教員は特殊幼児教員資格者（特殊教育専攻内の特殊幼児教育科で取得できる）である。初等学校への引継ぎについては、就学支援シートは無いが、進学する際に初等学校へ生活記録簿を送ることになっている。

(2) ソウル市コッキョ保育園

1) 韓国の保育園（こどもの家）について

国公立（韓国では国立／公立と分けず一括して国公立）が全体の5%程度で、残り95%が民間（私立）である。国公立保育園への入園の優先条件は保護者が共働きであることとなっているが、全国の95%が民間であるため、共働きでなくても国公立保育園への入園が許可されている。

こどもの家は、幼稚園とあまり違いがない。教師は保育教員の資格を持っている者であり、幼稚園教員の資格を併有している者も多い。国公立で統合教育に指定されている園は10園である。

2) コッキョ保育園の概要

当園は統合保育を行っており、すべての子どもが統合教育を通して成長と発達の過程で差別されずに地域社会の一員としてともに育てられることを目指している。16年前に創立され、0歳～初等学校2年生までの子ども227名、うち、障害のある子どもは36名（他園に比べ非常に多い）在園している。

特殊教育のノウハウを豊富に有しており、保護者の評判も高いため、入園希望待機児は約400名いる。教師（保育教師）は33名で、その他の職員は40名働いている。

障害のある子ども3名につき教師1名が配置される。給料の80%は国負担。障害のある子ども9名につき1名の障害教師の有資格者が必要となる。

障害のある子ども9名につき1名の作業療法士・言語療法士が配置されている（給料はすべて国負担）。

3) 初等学校との連携に関して

園独自の連携プログラムが存在する。本園が開発した内容であり、他の園は実施していない。プログラム内容は、文字学習や発表などを通じた自己表現、就学期につながる生活習慣の確立などを目指している。このプログラムからは学習の比重が高い印象を受けるが、園の紹介文では、遊びは子どもの命と考え、遊びとおもちゃや遊び場を大事に考える保育

園であるとうたっている。

〈連携プログラムの内容〉

①絵日記

週明けに休みの間どのように過ごしたかを発表する時間がある。そこで絵日記を他児の前で発表する。その日の天気、曜日、日付を言えることを促すことも目標の一つ。文字の書ける子は絵と文章で表現し、文字が書けない子は絵のみを描く。

②給食のメニュー

幼児が一番興味をもっていることである。黒板に掲示されるメニューを各自のメニューノートに書かせることで文字の練習をする。また今日のメニューを調べるという練習も行う。栄養についての理解を深める教育も行っている。

③アリンチャン（お知らせ帳・連絡帳）

教師が黒板に書いたものを、自分の連絡帳に書いて親に見せる。予定の予測や準備する持ち物の理解を促すことにつながる。

④英語

初等教育では3年生から行われる英語をプログラムとして取り入れている。英語を書くことが目的ではなく、多文化（他文化）を経験することが目的である。踊りや歌、ドラマを学習し、年1回発表する。

⑤入学体験

3月入学のため、2月に進学する初等学校（2～3校）に園児が行き、初等学校を体験する。連絡をして初等学校に行き、初等学校の雰囲気などを身につける、親近感をもたせる。

⑥観察日記

初等学校で観察日記をつけるための練習。花などをもってきて観察しお互いに話し合う。

⑦初等学校と同じような日課表

初等学校とこどもの家の日課が異なるため、初等学校と同じような日課表を取り入れ、体験し、1日の時間の流れをつかむ。1限ごとのプログラムの流れを作り、掲示している。

⑧あいさつのパターン

あいさつのパターンを、場面を捉えて練習する。

⑨保護者の不安への対応

保護者は就学に際して不安を感じるため、初等学校の教師を招いて、話をする時間を設ける。初等学校で必要なものなどを教師が直接保護者に話す。

⑩数字（数学活動）

10進法の勉強。100日まで毎日ステッカーを貼る。100日目にパーティをする。数字に対する概念を子どもたちに理解させる。

⑪言語伝達帳

教師が幼児から保護者に伝えてほしい事柄を直接言葉で伝える練習をする。連絡してほしい内容を幼児全体に向けて教示する。

⑫ノートに筆記する活動

⑬小グループ活動

初等学校とこどもの家では机の配置が異なるため、初等学校と同じように机を配置して小グループで活動し、教室の雰囲気を経験する。

⑭なわとび

初等学校ではなわとびが重要な分野である。しかし、なわとびに大変苦勞する子どもがいる。そのために園で練習を行う。

⑮整理の仕方

初等学校では室内靴（上履き）を用いるが、園では用いない。そのため園では屋上で用いて、靴箱にしまうことで整理の仕方を学ぶ。また、自分用のふきんなどを畳んだり、指定の場所に掛けたりすることも習慣化する。

⑯児童情報

一昨年までは初等学校へ児童に関する情報（「児童情報」というタイトル）を送っていた。しかし、現在は偏見につながるおそれがあるため中止しており、使用方法について検討している。

4) 障害の診断について

教師の観察とテストで行う。また、園の近くにソウル障害者福祉館があり、診断依頼が行える。診断には保護者の承諾が必要であり、教師が診断に同行する。

また、江東区の保育情報センターでは全児童を対象に KASQ テストを行う。これは 0～60 ヶ月までのうちに 1 回だけ行われ、疑わしい場合には二次検査が行われる。教師の判断だけでは保護者が障害を受け入れがたいという背景もあり実施している。

5) 一般教育と統合教育に対する保護者の思い

統合教育を望む障害児の保護者が多い。一般教育では子どもと教師との比率は 20:1 くらいだが、統合教育では 3:1 で、教師が子どもにつくことになっていることが理由として挙げられる。また、満 5 歳児の障害のある子の親は、進学か在園継続かで不安を感じる。進学が困難であると教師が思う場合は、保護者の同意の上で、「ソウル障害者センター」において社会性や言語などの専門家が加わって就学準備度調査を行う。

(3) ソウル市上肢初等学校

1) 初等学校（および付設幼稚園）の概要

児童数 730 名、1 学年 4 学級の学校である。特殊学級は低学年（1・2・3 年）、高学年（4・5・6 年）で 2 つの学級に分かれている。特殊学級は設置されてなく、2 学級（1 学級 30 名在籍している）の幼稚園が付設されている。edu-care は 1 学級 20 名である。

2) 「小1プロブレム」について

行動上の問題を示す児童はクラスに1、2名程度おり、そのような児童に対して、担任の近くに机を配置し個別対応を行うこと、気を配り関心のあることを提示すること、個に応じた特別な資料を作ることなどを行っている。

現在の1年生は第7次教育課程による水準別の教育が行われている。国語と算数では、水準別に構成された教科書を用いて、それぞれの児童に合った指導を行っている。高学年の算数では水準別にクラスを分ける学校もあるが、当校ではクラス内で水準別にグループを分けて行っている。

3) 幼小連携に関して

①付設幼稚園との交流

上肢初等学校は1階が幼稚園で2階以降が初等学校になっている。交流としては、園児が図書室を利用したり、給食を一緒にとったり、すべての行事を合同で行うなどがある。幼稚園教諭は「弟や妹などが1階にいるので、それらのやりとりで情緒などが安定するのではないか。」と述べている。

②接続期のカリキュラムの工夫について

当校では、入学後の1ヶ月(3月)は、授業時数80時間である。最初の1週間は1日2時間、4週間目は1日4時間と授業時間を増やし、4月から通常の間割で授業を行うように計画されている。これはソウル市の教育課程によるものであり、道により異なる。

③幼稚園と初等学校の教師の交流

学校で全般的に研修を受けることはあるが、初等学校教師が幼稚園課程などに関して特別に研修を受ける機会があるわけではない。

④情報の受け渡しについて

幼稚園側が気になる子について初等学校に伝える、あるいは初等学校側が幼稚園に対してそのような情報を求めるシステムは特になく、子どもごとに個別に対応している。保育現場で、気になる子がみられた場合、幼稚園教諭は保護者に連絡し、解決策を探る。初等学校への入学時には、子どもと保護者、幼稚園教諭が初等学校へ赴き、その学校の教員と相談している。そして、初等学校では、家族関係や、幼稚園での仲のよい・わるい子などを含め、当該の子に関する伝達された情報を基に学級編成時の参考にするなど、特殊教育教師が参画しながら、対応を考慮している。

4) 家庭教育について

当校は、朝食を摂らないといった生活の乱れがあるなどの問題のある家庭は少ない。共働きの家庭の子どもは放課後学校に通っており、個に合わせたプログラムを行っている。また、今年の夏には教育長に予算申請して、低所得者層の子どもを対象とした英語体験キャンプを行っている。

保護者に対して、父兄研修を年数回実施、家庭通信の配布、「父兄の夜」には校長や部長

がお願いの言葉を保護者に依頼する、教育プログラムの趣旨を父兄に伝える、子どもに関心をもつように伝える、といった配慮をしている。また、保護者とはメールやHP 掲示板を活用しながら、コミュニケーションを図っている。

5) 特殊教育に関して

気になる子については教師からの依頼で診断と検査を行う。検査は心理検査と知能検査を合わせて行い、それに基づき診断を行う。

保護者が特殊学級への入級を希望する場合には、その要請に基づき入学前に診断を行う。入学後は、担任の教師が観察し、特別な教育的措置の必要性が認められると特殊学級に依頼がくる。検査を行って庁の運営委員会に結果を送付し、措置に関する結果が送られてくるようになっている。

通常学級に在籍する児童が依頼によって特殊学級に転級した児童はいない。通常学級に在籍する気になる児童については IEP を作成していない。IEP 作成には保護者と通常学級の教師、特殊学級の教師の合意が必要である。

(4) 梨花女子大学附属初等学校

1) 学校の概要

梨花女子大学附属初等学校は、ミッション系の大学附属小学校であり、児童数は 720 名（各学年 4 学級）で、1 学級あたりの児童定員は 30 名である。私立小学校で特別支援教育にも取り組んでいる韓国唯一の学校であると同時に、政府の要人の子息も通うハイソサエティな一面も持っている。共働き家庭が多い韓国にあって、保護者に主婦層が多いのも特徴である。

1 年生の各クラスにパートタイム教師 1 名（2004 年前から実施）、また各学年に算数の教師を 1 名配置（第 5、6 学年は各 2 名配置）している。2005 年最優秀教育賞を受賞し、科学に力を入れている。

2) 「小 1 プロブレム」について

入学試験は行っていないが（抽選による選抜）、他の小学校より能力が高い子どもが入ってくる。落ち着きがなく授業に集中できない児童がいる。それは幼稚園と初等学校のギャップから生じるのではなく、児童が持っている気質から生じる。

3) 気になる子への対応

1 クラスに 1 名程度気になる児童が見受けられる。担任一人だけでは対応をしきれないため、パートタイムの教師（毎日 8:00～12:40）を雇用して、気になる児童のみならず児童全般の対応にあたらせている。

パートタイムの教師は、3 月～7 月（韓国では 1 学期は 3 月にはじまる）までは初等教育の免許所有者があたり、それ以降は初等学科の学生や大学を卒業した家庭福祉士などの子どもに関する資格を持つ人があたっている。担任が 3 月からすべて面倒をみるより、パー

トタイムの教師と一緒に対応をするほうが、児童の適応期間が短くなるのが、試行期間（4年間）を経てはっきりしたため、現行の形をとるようになった。

LDやADHDなどの発達障害が疑われる場合は、1ヶ月くらいの担任教諭の観察後、保護者と相談し、相談教諭との相談と診断後の専門的なテストを行い、相談教諭を通して治療と専門機関への依頼を行うことができるようになっている。そして、当校では、発達障害のある子どもに対して、子ども発達相談センター（大学の運営機関）の職員や、（パートの）教師が個別指導を行っている。

4) 幼小連携について

当校には、全国から多くの子どもが進学を希望して入学選抜を受けに集まる。それに伴う不正（入学抽選の日には警察も出て不正を防ぐほど）を避けなければならないこともあり、入学してくる子どもの情報を事前に収集することは困難である。そのような状況のため、どのような子どもが入学してくるかまったく把握できない。

教員同士の連携に関しても、夏休みの研修で幼・小・中の教師が同時に受けることはあるが、機関が違うため継続的で組織的な連携は難しいのが現状である。

5) 移行期のカリキュラムについて

3月1ヶ月間は、独自の課程を運営している。正規の授業時間は14:10までだが、3月の最初の2週間は11:00まで、3週目は11:30まで、4週目は12:00まで、5週目以降は正規の時間まで授業を行う。

また、3月1ヶ月間は（通常40分単位だが）20分単位で授業を行う。4月以降は国語や算数などの教科別のカリキュラムで行うが、3月は表現領域、言語領域、基本生活習慣など大きな枠で生活中心の課程で行う。

当校では1950年代からこうしたカリキュラムをはじめたが、他の教育課程がこれを見習い、ナショナルカリキュラムに発展した。

3. ソウル特別市教育庁

(1) ソウル市に「小1プロブレム」はあるか

幼稚園から小学校への環境の変化はあるが、小学1年生に関する問題はあまり感じていない。共働きが増え、家庭教育が行われない状況は以前より増えている点は韓国でも（日本と）同様の状況にある。家庭との連携では、保護者が忙しい時には家庭通信や、訪問時間を決めて面談するなどの対応をしている。

(2) 幼小連携について

就学前教育の場合は公立幼稚園、私立幼稚園、こどもの家（日本の保育所）である。幼稚園では入学する子どものために小学校の見学を行ったり、教科書・映像を幼児に見せたり

するなど、小学校へ早く行きたいという気持ちを涵養している（このような取り組みがいつから行われるようになったかは定かではない。教育庁としては特に行っているわけではない）。こどもの家は幼稚園とカリキュラムが別であるため、連携していない。

（3）特別支援教育について

3歳から18歳までの障害のある子どもの義務教育化は、「障害者などに対する特殊教育法（2008年5月施行）」に基づくもので、保護者への義務であり、罰則規定もある。義務の施行は2010年からで5歳→4歳→3歳と段階的に進められる。ソウル市においてはすでに教育費の無償化が施行されており、幼稚園に関しては要請があればあまねく対応する予定である（こどもの家も同様）。

ソウル市では法律と同じく、障害のある子ども4名に対し教師1名を配置している。また、私立幼稚園は個人立のため、教育委員会はそれを強要することはできないが、障害がある子どもが入園したら巡回教員を送り、指導を行うように考えている。最重度の障害のある子どもには、特殊教育補助員が配置される。これは高等学校卒業以上で60時間程度の講習を受けた者が担当することになっている。

（4）その他

①不登校

ソウル市には不登校児は一人もおらず、年間30日以上欠席をするのは、病気かホームスクーリング（保護者の教育観によるもので、学校ではなく家庭教師による教育を行うものである。高所得者層に多いとのことであった）の子どもだけであり、特別の理由なく欠席することはない。

②教師の権威

以前は教師が子どもを鞭で叩いていたが現在は法律で禁止されている。現在は子どもを叩くと教師が叱られる。ただし、モンスターペアレントのような問題は起こっていない。校内暴力は、以前は高校生が起こしていたが、昨今は低年齢化している（校内暴力の75%が中学校、25%が小学校）。

③資料

（ソウル市の特殊学校）特殊学校幼稚部 3か所

視覚 2校

聴覚 4校

肢体 5校

知的 15校

韓国全体で144の特殊学校（8割は知的障害）

4. おわりに

訪問調査の結果を大まかにまとめるとすれば、韓国の教育体制において、小1プロブレムというような現象は生じていないということであった。その大きな要因は、一つには、小学校に入学するに際して就学前の段階において、学校への準備教育をしっかりと行っているということである。ソウル市の教育庁では、小学校へ入学するための就学指導のマニュアルを作成し、各家庭に配布して、入学の準備をするように促している。訪問したソウル市軽動幼稚園では、園における2月の生活主題は「初等学校に行くためには」というような設定をし、園児が初等学校を見学したり、初等学校の教員を招いたり、初等学校の雰囲気クラスをつくったり、初等学校生を園に招いたりする単元を実施している。幼稚園教員は初等学校1年生の教科書を取り寄せ、国語や音楽、算数をどの程度幼稚園で教えておけばよいかを分析している。コッキョ保育園においても文字学習や発表などを通じた自己表現、就学期につながる生活習慣の確立などを目指した指導を実施している。

また、軽動幼稚園は単独の幼稚園であったが、小学校と幼稚園は同一敷地に存在していることが多く、小学校長が幼稚園長を兼ねていることも多いという。教員免許が異なるため、幼稚園と小学校の教員の移動はないけれども、教育活動や行事などで一緒になることも多く、日常的に教員間の交流は行われているようだ。

二つ目には、幼稚園段階にある障害児の教育が充実しているということがあげられる。韓国においては、幼稚園段階の障害児の教育と高等学校における障害児の教育を義務化する法律、「障害者などに対する特殊教育法（2008年5月施行）」が制定された。幼稚園における障害児の義務教育は、2010年度は5歳児に実施され、2011年に5・4歳児に、2012年度で3～5歳児の障害児の義務教育が完全実施されることになっている。ただ、ソウル教育庁の話では、ソウル市内の幼稚園段階の障害児の教育は、すでに充実しており、義務教育が実施されても混乱は生じないであろうと言っている。また、幼稚園における障害児の義務制の実施であるが、保育園における保育によっても義務制とみなす措置がとられるようだ。日本では小1プロブレムの一つの要因として考えられている発達障害の子どもの教育だが、韓国においては、幼稚園段階の障害児の教育が充実していることにより、小学校において小1プロブレムの一部が解消される結果になっているのかもしれない。

また、補足すれば、現在、韓国では統合教育が進められ、発達障害を含めて障害児が通常の学級に在籍し、通級して特別支援学級で教育を受けるという形態をとっている。つまり、通常の学級において支援体制がとられており、その体制の中で日本における小1プロブレムのような問題も対応されているのではないかと考えられる。

なお、この韓国における訪問調査と同時に、韓国の公州大学における特殊教育科と「日韓の特別支援教育合同シンポジウム」を公州大学において以下のように開催することができた。紙面を通して公州大学の特殊教育科の諸先生方にこころより感謝の意を表したい。

○日時：2008年10月2日、14:00-17:00

○全・ビョンウン教授「公州大学校特殊教育科の歴史と組織」

<基調講演>

1. 渡邊健治「日本の特別支援教育の現状と課題」
2. 金・サムソプ教授「韓国における特殊教育の最近の動向について」

<研究報告>

1. 濱田豊彦「日本のろう教育に関する現状と課題」
2. 大伴潔「日本における通級による指導の現状と課題」
3. 田中謙「日本における大学院教育 - 東京学芸大学大学院教育学研究科を事例として - 」

(渡邊健治・濱田豊彦・大伴潔・金銀珠・田中謙・五十嵐一徳)